



地域安全ニュース

令和4年4月号

みんなでつくろう安全安心のまち

～犯罪・交通事故のない社会の実現を～

R4.4改正

＼18歳から大人／

若者を狙う悪質商法に注意！

民法の改正により、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

18歳から自身の判断で様々な契約を結ぶことができるようになりますが、一方で、社会経験の少ないまま成年者となる若者は、判断力や知識不足につけこんだ悪質商法のターゲットになるのではないかと懸念されています。消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約の効力や悪質商法の事例・対応策をしっかりと理解しておきましょう。



一度成立した契約は、原則一方的に解約できません。

●契約は、「申し込み」と「承諾」によって成立



- ・口約束でも契約は成立
- ・反社会的な契約内容でない限り、当事者同士の協議と意思に基づき自由な内容の契約締結が可能

●18歳・19歳は「未成年者取消権」による保護の対象外に

未成年者には、「未成年者取消権（親権者などの同意を得ないでした契約について後から取り消せる権利）」がありますが、成年者となる18歳・19歳は、この権利を行使できません。

悪質な契約と気づき、解約しようと思っても…



相手側から裁判を通じて強制的に契約を継続させられるリスクがあります。



- ・契約書の記載内容はしっかり確認し、納得した上で署名を。
- ・契約書は必ず保管する！



こんな悪質商法には注意が必要です。

●マルチ商法

「絶対に儲かる」、「借金してもすぐに元が取れる」などと勧誘し、投資関連の学習教材などを購入させます。投資がうまくいかないと、「友人を紹介したら手数料を支払う」と勧誘する側になるよう勧められます。



●サイトビジネス商法

「在宅での簡単な仕事で高収入」などと勧誘し、仕事を始めるのに必要として商品やサービスなどを契約させます。収入はほとんど得られず、商品代金などの高額な支払いが残るケースが多くみられます。

●タレント・モデル契約の勧誘

タレントやモデルに憧れる気持ちを利用し、オーディションなどをきっかけに高額な芸能スクールの入学金や月謝代を請求します。



●アポイントメントセールス

「プレゼントが当たったので取りに来てほしい」、「アンケートに答えてほしい」などと喫茶店や営業所に呼び出し、商品やサービスを購入させます。



「損はしない」、「あなただけ特別」、「簡単に稼げる」、「友人紹介で儲かる」といったフレーズは、悪質商法の手口です。

返済・支払いのための借金は、生活を脅かす危険があるのでやめましょう！



困ったときは、一人で悩まずすぐ相談！

トラブルを未然に防いだり、被害の拡大を食い止めたりするためにも、「おかしいな」、「困ったな」と思ったときには、適切な機関にすぐ相談を！



消費生活センター

消費者ホットライン 188



警察相談専用電話

#9110



20歳以上の方も、自身が悪質商法の被害に遭わないよう注意するとともに、新たに成年となる家族や知人がトラブルに巻き込まれていないか、気を配りましょう。

STOP！特殊詐欺



「あやしいな？」と思ったらご相談ください

消費者ホットライン
(局番なしの3桁) **188**

警察相談専用電話
#9110

香芝市役所

香芝警察署

身近な家族・友人

香芝市生活安全推進協議会